

議 事 日 程

令和8年第1回定例市会第9日

令和8年5月22日午前10時開議

- 第1号 外 神戸市監査委員選任の件
- 第2号 外 神戸市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第3 関西広域連合議会議員選挙の件
- 第4 阪神水道企業団議会議員選挙の件
- 第5 兵庫県・神戸市調整会議委員選挙の件
- 第6 第46号議案 神戸市市税条例の一部を改正する条例の件
- 第7 第47号議案 神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件
- 第8 第48号議案 雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業委託契約に係る変更の件
- 第9 第49号議案 神戸新交通ポートアイランド線（みなとじま駅・南公園駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件
- 第10 第50号議案 新バスターミナルビル周辺デッキ屋根その他工事請負契約締結の件
- 第11 第51号議案 神戸市役所本庁舎2号館再整備事業契約に係る変更の件
- 第12 第52号議案 （仮称）王塚住宅12号棟建設工事請負契約締結の件
- 第13 第53号議案 物品取得の件（高規格救急自動車）
（関係常任委員長報告）
- 第14 議員提出第32号議案 皇室の安定的皇位継承に関する国会論議の促進を求める意見書提出の件
- 第15 議員提出第33号議案 子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の拡充等を求める意見書提出の件
- 第16 議員提出第34号議案 神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センターの12年連続全国評価第1位達成に対する感謝決議の件
- 第17 特別委員会の報告について
- 第18 常任委員会委員、市会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任について

神戸市会議長

出席議員（63名）				欠				員（1名）											
欠席議員（1名）																			
1	番	前	田	あ	き	ら	君	2	番	森	田	た	き	子	君				
3	番							4	番	岩	谷	し	げ	な	り	君			
5	番	の	ま	ち	圭	一	君	6	番	原		直		樹		君			
7	番	木	戸		さ	だ	か	ず	君	8	番	浅	井	美	佳	君			
9	番	岩	佐		け	ん	や	君	10	番	萩	原	泰	三	君				
11	番	坂	口		有	希	子	君	12	番	香	川	真	二	君				
13	番	上	原		み	な	み	君	14	番	川	口	ま	さ	る	君			
15	番	平	田				正	君	16	番	さ	と	う	ま	ち	こ	君		
17	番	な	が	さ	わ		淳	一	君	18	番	山	本	の	り	か	ず	君	
19	番	黒	田		武		志	君	20	番	か	じ		幸		夫	君		
21	番	や	の		こ	う	じ	君	22	番	な	ん	の		ゆ	う	こ	君	
23	番	う	え	な	か	美	貴	子	君	24	番	村	上		立		真	君	
25	番	大	野		陽		平	君	26	番	細	谷		典		功	君		
27	番	宮	田		公		子	君	28	番	門	田		ま	ゆ	み	君		
29	番	朝	倉		え	つ	子	君	30	番	味	口		と	し	ゆ	き	君	
31	番	赤	田		か	つ	の	り	君	32	番	三	木	し	ん	じ	ろ	う	君
33	番	外	海		開		三	君	34	番	住	本		か	ず	の	り	君	
35	番	高	橋		と	し	え	君	36	番	諫	山		大		介	君		
37	番	伊	藤		め	ぐ	み	君	38	番	岡	田		ゆ	う	じ	君		
39	番	平	野		達		司	君	40	番	上	畠		寛		弘	君		
41	番	吉	田		健		吾	君	42	番	植	中		雅		子	君		
43	番	山	下		て	ん	せ	い	君	44	番	し	ら	く	に	高	太	郎	君
45	番	徳	山		敏		子	君	46	番	高	瀬		勝		也	君		
47	番	あ	わ	は	ら		富	夫	君	48	番	西			た	だ	す	君	
49	番	大	か	わ	ら		鈴	子	君	50	番	森	本				真	君	
51	番	松	本		の	り	子	君	52	番	大	井		と	し	ひ	ろ	君	
53	番	平	野		章		三	君	54	番	よ	こ	は	た		和	幸	君	
55	番	川	内		清		尚	君	56	番	村	野		誠		一	君		

57 番 河 南 忠 和 君
 59 番 平 井 真 千 子 君
 61 番 松 本 し ゅ う じ 君
 63 番 菅 野 吉 記 君
 65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 山 口 由 美 君
 欠60 番 坊 池 正 君
 62 番 堂 下 豊 史 君
 64 番 壬 生 潤 君

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 近 都 正 之 君
 議 事 課 長 竹 下 弘 一 君
 政 策 調 査 課 長 上 月 崇 生 君
 議 事 課 係 長 吉 森 健 人 君

市会事務局次長 末 若 雅 之 君
 総 務 課 長 尾 田 広 樹 君
 議 事 課 係 長 四 方 惇 史 君

出席説明員

市長	久元喜造君		
副市長	今西正男君	副市長	小松恵一君
副市長	黒田慶子君		
教育長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	北川道夫君
人事委員会 委員長	福井誠君	監査委員	福本富夫君
危機管理監兼 危機管理局長	加古裕二郎君	企画調整局長	西尾秀樹君
行財政局長	正木祐輔君	地域協働局長	金井和之君
文化スポーツ局長	三重野雅文君	福祉局長	八乙女悦範君
健康局長	熊谷保徳君	こども家庭局長	丸山佳子君
環境局長	柏木和馬君	経済観光局長	大畑公平君
建設局長	原正太郎君	都市局長	松崎吉希君
理事兼都市局 都心再整備本部長	中原信君	建築住宅局長	増田匡君
理事兼港湾局長	山本雄司君	消防局長	上山繁君
水道局長	坂田昭典君	交通局長	城南雅一君
教育委員会事務局長	竹森永敏君	選挙管理委員会 事務局長	長谷英昭君
監査事務局長 兼人事委員会 事務局長	中田裕子君	会計室長	片野敦靖君
行財政局副局長	安居大樹君	行財政局財務課長	中川琢磨君

(午前10時0分開議)

(よこはた議長議長席に着く)

○議長(よこはた和幸君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開会いたします。

最初に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。毎日新聞社、神戸新聞社より本日の本会議の様態を撮影及び録音したい旨の申出があり許可いたしましたので、御報告申し上げます。

以上、報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長(よこはた和幸君) 日程によりまして、日程第1 号外神戸市監査委員選任の件を議題に供します。

この際、申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、当該の方は除斥されることになっておりますので、御退席願います。

(該当議員退場)

○議長(よこはた和幸君) これより当局の説明を求めます。

久元市長。

○市長(久元喜造君) ただいま上程になりました号外議案神戸市監査委員選任の件につきまして、御説明申し上げます。

このたび、市会議員のうちから選任されました監査委員、山下てんせい氏が辞任されましたので、その後任として、植中雅子氏を選任したいと存じます。

植中氏は、その人物、経歴、手腕などから見まして、監査委員として適任と認められますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、その選任について議会の同意を求める次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(よこはた和幸君) 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告ありませんので、本件は委員会の付託を省略し、同意することに決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(よこはた和幸君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

(該当議員入場)

○議長(よこはた和幸君) 次に、日程第2 号外神戸市固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題に供します。

これより当局の説明を求めます。

久元市長。

○市長(久元喜造君) ただいま上程になりました号外議案神戸市固定資産評価審査委員会委員選任の件につきまして、御説明申し上げます。

このたび、神戸市固定資産評価審査委員会の委員、杉本雅子氏が7月4日をもって任期満了となりますので、その後任として有賀芳子氏を選任したいと存じます。

固定資産評価審査委員会は、中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定する機関であり、委員には固定資産の評価について学識経験を有する者などを選任することとされております。

有賀氏は、一級建築士としての豊富な実務経験と固定資産の評価に関する専門的知識を有しておられ、就任の打診に対しても、一級建築士としてのこれまでの経験を生かして、神戸市固定資産評価審査委員会の適正な審査のために尽力してまいりますとの抱負をいただいております、固定資産評価審査委員会の委員として適任と認められますので、地方税法第423条第3項の規定により、その選任について議会の同意を求める次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（よこはた和幸君） 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告ありませんので、本件は委員会の付託を省略し、同意することに決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第3 関西広域連合議会議員選挙の件を議題に供します。

本件は、欠員となっています関西広域連合議会の神戸市会選出議員を、関西広域連合規約第9条の規定に基づき選挙しようとするものであります。

この際、お諮りをいたします。

本件選挙の方法は、投票の煩を省き、議長より指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます。

それでは、これより御指名申し上げます。

関西広域連合議会議員に、高橋としえ君、諫山大介君を御指名申し上げます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます。

それでは、さよう決定をいたしました。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第4 阪神水道企業団議会議員選挙の件を議題に供します。

本件は、阪神水道企業団議会の神戸市会選出議員のうち、欠員となっております8名の議員を、阪神水道企業団規約第7条の規定に基づき選挙しようとするものであります。

この際、お諮りいたします。

本件選挙の方法は、投票の煩を省き、議長より指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます。

それでは、これより御指名申し上げます。

阪神水道企業団議会議員は、お手元の阪神水道企業団議会議員名簿のとおり御指名申し上げます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます。

それでは、さよう決定いたしました。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第5 兵庫県・神戸市調整会議委員選挙の件を議題に供します。

本件は、兵庫県・神戸市調整会議の神戸市会選出委員のうち、欠員となっています2名の委員を、地方自治法第252条の21の2の規定に基づき選挙しようとするものであります。

この際、お諮りをいたします。

本件選挙の方法は、投票の煩を省き、議長より指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます。

それでは、これより御指名申し上げます。

兵庫県・神戸市調整会議委員は、お手元の兵庫県・神戸市調整会議委員の名簿のとおり御指名申し上げます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます

それでは、さよう決定いたしました。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第6 第46号議案より日程第13 第53号議案に至る

8 議案、一括議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について、関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長吉田健吾君。

(41番吉田健吾君登壇)

○41番(吉田健吾君) ただいま議題となりました諸議案中、本委員会所管分の第46号議案について御報告申し上げます。

第46号議案は、令和8年度税制改正による地方税法等の改正に当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(よこはた和幸君) 次に、建設防災委員会委員長平野達司君。

(39番平野達司君登壇)

○39番(平野達司君) ただいま議題となりました諸議案中、本委員会所管分の第47号議案、第49号議案及び第53号議案、以上合計3議案について一括御報告申し上げます。

まず、第47号議案は、消防職員等の賞慰金の支給額に関する規定を改正するため、条例を改正しようとするものであります。

次に、第49号議案は、神戸新交通(みなとじま駅・南公園駅)の軌道を支える高架橋において耐震補強工事を行うに当たり、基本協定を締結しようとするものであります。

次に、第53号議案は、救急活動等用の物品として、高規格救急自動車の買入れをしようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(よこはた和幸君) 次に、経済港湾委員会委員長ながさわ淳一君。

(17番ながさわ淳一君登壇)

○17番(ながさわ淳一君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の第48号議案について御報告申し上げます。

第48号議案は、雲井通5丁目地区再開発ビル内の大ホール及び図書館等に関する内装の整備工事について、建築材料費や労務費等の上昇により、委託金額を変更しようとするものであります。

委員会は審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(よこはた和幸君) 次に、都市交通委員会委員長諫山大介君。

(36番諫山大介君登壇)

○36番(諫山大介君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の第50号議案、第51号議案及び第52号議案、以上合計3議案について一括御報告申し上げます。

まず、第50号議案は、新バスターミナルビル周辺デッキに係る屋根その他建築工事について、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、第51号議案は、本庁舎2号館の建て替えに当たり、事業契約を変更しようとするものであります。

次に、第52号議案は、第3次市営住宅マネジメント計画に基づき、老朽化した市営住宅の建て替えに当たり、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(よこはた和幸君) 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関しまして、御質疑はございませんか。

(なし)

○議長(よこはた和幸君) 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

51番松本のり子君。

(51番松本のり子君登壇)(拍手)

○51番(松本のり子君) 日本共産党神戸市会

議員団を代表して、第48号議案及び第50号議案、第51号議案のうち、主なものについて反対討論をいたします。

第51号議案は、物価高騰により、市役所2号館の整備費用が当初の110億円から216億円へと引き上げられる議案です。

そもそもこの場所は市役所庁舎でした。それを市長はにぎわいづくりとして、高級ホテル、オフィスビル、商業施設を一体化させる合築スキームに変更いたしました。そのため、106億円もの巨額の公金を上乗せするにもかかわらず、神戸市は民間企業の重要情報であることを理由に、ビル全体の総事業費を明らかにしていません。同時に、29階建てのビル全体像の金額と市役所整備の106億円の整備費用の案分説明がないまま進めようとしています。これでは、市民も議会も客観的に検証することは不可能です。民間主導を隠れみのにした不透明な公金投入は容認できません。

また、福岡市や名古屋市などの他都市では、大型再開発の中止・延期が相次いでいます。

議案質疑で市長は、民間事業主との間の信頼関係もしっかり構築できると答弁されました。民間事業者との信頼関係に委ねられる事業の危うさが明らかになりました。

さらに、今後、中東情勢緊迫化による原油高やナフサ不足など、建設資材をさらに押し上げるリスクが山積みしています。しかし、神戸市は今回の試算にこれらの情勢を加味していないと答弁いたしました。これは今後、さらなる増額要求や工期の遅れ——既に10か月の遅れが判明していますが——これを招く危険性があります。民間事業者頼みの市役所2号館の整備は反対です。

第50号議案は、新バスターミナルビル周辺デッキ屋根その他工事請負契約締結の件です。

デッキ下部の歩道部分の幅を広げ、広場的な場所にして、歩行者だけでなく自転車や、ステージ・店舗等のイベント活用も計画される広い空間をつくり、神戸の玄関口にふさわ

しい魅力的な空間を整備すると言われました。だとするならば、わざわざデッキを作る必要がないと思います。日本一長いであろう550メートルのデッキを作る必要はありません。

現在、長引く物価高や資材高騰は、多くの市民や中小業者の死活問題となっています。先日のフードサポート事業において、長田区では猛暑の中で1,200人以上の市民が何時間もの列に並んでいたため、気分が悪くなった人が出ました。それでも、行き渡らなかった人も大勢出ました。切実な実態の解決こそ、神戸市は最優先で行うべきです。

民間主導の三宮再開発は店舗を廃業に追いやった形でつくられました。また、民間企業が主導する事業であるにもかかわらず、巨額の税金が投入される仕組みになっており、自治体が容積率の緩和やインフラ整備などで深く関与し、事業計画の透明性に問題があります。

今、神戸市が実践すべきは、困窮している市民の命と暮らし、営業、そして地域に根差した文化を守るための直接支援です。

議員の皆様の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

○議長（よこはた和幸君） 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、第48号議案、第50号議案及び第51号議案、以上合計3議案につきましてお諮りをいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（よこはた和幸君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案、第47号議案、第49号議案、第52号議案及び第53号議案、以上合計5議案につきましてお諮りをいたします。

本件は委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第14議員提出第32号議案について議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

57番河南忠和君。

（57番河南忠和君登壇）

○57番（河南忠和君） 意見書案の読み上げによりまして議案説明に代えさせていただきます。

皇室の安定的皇位継承に関する国会論議の促進を求める意見書（案）。

悠仁親王殿下におかれては、令和7年9月、秋篠宮皇嗣殿下以来、40年ぶりとなる男性皇族として成年を迎えられました。9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われましたことは、誠に慶賀に堪えないところであります。

悠仁親王殿下は、皇位継承順位第2位であり、将来、皇位を継承されることが想定されていることから、当面の皇位継承については一定の安定性が確保されているものと考えられます。

一方で、皇族数の減少が進む中、現行制度のままでは、将来にわたる皇位継承の安定性に懸念が生じています。

政府から国会に検討の要請がなされて以来、長期間にわたり議論が続けられているものの、いまだ具体的な方向性は示されていません。

よって、国におかれては、安定的な皇位継承に向けた国会における論議を早急に進めるとともに、建設的かつ具体的な検討を深め、国民への丁寧な説明を行いながら、その在り方について早期に方向性を示されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（よこはた和幸君） 提案説明は終わりました。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

50番森本 真君。

（50番森本 真君登壇）（拍手）

○50番（森本 真君） 議員提出第32号議案皇室の安定的皇位継承に関する国会論議の促進を求める意見書提出の件について、日本共産党神戸市会議員団を代表し、提案者に対して質疑します。

現在の国会の論議は、天皇は男系男子によって継承されるべきということが不動の原則として進められようとしています。提案された意見書は同じ立場に立っているのか、お伺いいたします。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（よこはた和幸君） それでは、答弁予定者の方は待機席に御移動願います。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 河南君。

（57番河南忠和君登壇）

○57番（河南忠和君） 不動の原則であるかということに関しまして、御質問にお答えをいたします。

この意見書に関しましては、文言のとおり、不動の原則ということに関しましては全く述べられておりませんので、この趣旨は、あくまで国会論議を促進するというような意見書になっております。それを御確認いただければと思います。

以上であります。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 森本君。

○50番（森本 真君） 文言としては、皇室の安定的皇位継承に関する促進を求める意見書となっています。

しかし、国会では基本的な考え方として、

天皇陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という流れはゆるがせてはならないと。皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題だと。その上で、皇族数確保の具体策として、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する一方、配偶者と子は一般国民とする。養子縁組による旧宮家の男系男子の皇籍取得の2案を検討として呼びかけています。これは具体的に言えば、男系男子を引き継がせるということになっているというふうに思うんですけども、その考え方と今回の意見書はどうかということをお聞きしたいと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 河南君。

（57番河南忠和君登壇）

○57番（河南忠和君） この意見書を読んでいただいたら分かると思うんですが、そういった皇位継承の問題に触れられておりません。秋篠宮悠仁親王殿下までの皇位の継承というのは、皇室典範におかれて、これは確定しているものであります。これは前段に書かれておりますので、それとは切り離して、審議会のほうでも議論はされているところであります。

そして、皇族数の確保を図ることが、やはり皇室を継続的にお支えすることにつながると思います。

そして、国民への丁寧な説明を行いながら、早急にこれまでたなざらしになっていた部分がありますので、これをしっかりと議論を前に進めていただきたいというのがこの意見書の趣旨でございます。

以上であります。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 森本君。

○50番（森本 真君） 今回の意見書案の提案は、15日の金曜日に文案が届き、土・日を挟んで18日の日に河南議員から、19日の常任委員会に提案したいとの説明がありました。大

変拙速な提案だと思います。

同時に、19日の説明のときに、我が会派として、日本国憲法の条項と精神に基づいて、議論を検討すべきだという見地と、意見書案の修正として、建設的かつ具体的な検討となっているところに、女性天皇や女系天皇の検討も含め建設的かつ具体的な検討と修正を求めました。

しかし、河南議員からは絶対に男系男子によって継承しなければならない。そうでないと天皇制の意味がないとの趣旨の発言がありました。これは事実ですね。確認します。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 河南君。

（57番河南忠和君登壇）

○57番（河南忠和君） 森本先生に趣旨を説明に行ったときには、個人的にはそう申し上げました。ただし、この意見書とは、個人の考えというのは別物であります。これは幅広く皆様の御賛同を得るために、そういった個別の方策に議論を持っていくような意見書ではないかと存じます。

以上であります。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 森本君。

○50番（森本 真君） 私たちは先ほど言いましたように、日本国憲法の条項と精神に基づいて論議すべきだと。日本国憲法には第1条で、天皇は、日本国民の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくとなっています。

今、世論調査でも、例えば天皇について女性にもなれるようにしたほうがいいが72%、男性に限ったほうがよいが18%、また違う調査では、女性天皇に賛成が90%、女系天皇に賛成が84%に達していると。こういう国民の総意と意見も踏まえて検討すべきじゃないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 河南君。

（57番河南忠和君登壇）

○57番（河南忠和君） これは有識者会議で答申されたところが、一番この今の状況を示していると思うんですね。

少し読み上げさせていただきます。

令和3年12月22日に報告された天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に関する有識者会議——新聞等では有識者会議と言われている分でございます。

これらの方策について、国民の間には様々な受け止めもあるかと思えます。ここにお示しした会議の議論の結果が、国会をはじめ各方面における検討に資するものになることを期待するものであります。

その際、福沢諭吉が帝室論の中で、帝室は政治社外のものなりと述べているように、この皇室をめぐる課題が政争の対象になったり、国論を二分したりするようなことがあってはならないものと考えています。静ひつな環境の中で落ち着いた検証を行っていただきたいと願っています。これが最後で締めくくられております。私はこの言葉を大変重く感じております。

以上であります。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 森本君。

○50番（森本 真君） 私たち日本共産党は、この問題について会議にも参加をしています。そういう中で、先ほども憲法の条文を読み上げましたが、憲法には日本国民統合の象徴である天皇の地位の根拠は、主権の存する日本国民の総意に基づくと明記をされています。戦前の万世一系の天皇が統治するというものとは根本的に異なっています。現憲法の規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的な理由はどこにもない。女性だから天皇になれないというのは、法の下での平等、両性の平等を掲げる憲法の精

神にも反すると考えています。

女性天皇や女系天皇を認めることは、日本国憲法の条項とその精神に照らして、合理性を持つと考えており、認められるべき立場であると思います。

私たち日本共産党は、河南議員との懇談のときに、修文の提案をいたしました。女性天皇や女系天皇の検討も含めて建設的かつ具体的な検討をと。これが今、国民の中で議論になっていますが、政争の具じゃなくて、具体的に憲法に照らして、女性天皇や女系天皇は多くの支持も集まっておりますから、そういうのを入れて案文を作っていただいたらよかったというふうに思います。大変残念であります。

御意見がありましたらよろしく願います。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 河南君。

（57番河南忠和君登壇）

○57番（河南忠和君） 提案説明にお伺いしたときに、そういうことをおっしゃられたのを記憶しておりますが、一方で、男系を主張しているわけではありません。

今、森本議員がおっしゃられたことも踏まえて、国会で議論すべきことであるかと思えます。それを後押しする、議論を後押しする意見書を速やかに提出をしたいというのが本意見書の趣旨でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 森本君。

○50番（森本 真君） この国への意見書は、地方自治法第99条に基づいて、議会から国に意見として出されます。この意見書は、住民の要求など、住民を代表する議会、会派によって、提案者の思いも酌み取り、修文・修正を含めて、できるだけ全会一致となるように努力をしております。

そういう意味では、先ほども言ったように、

私たちがこの問題について、女性天皇や女系天皇の検討も含めてという文言を入れていただければ賛成できた議案でありまして、それを河南議員の個人的な意見で、絶対に男系男子だと、そういうふうに言われたら、神戸市会の全体の……

○議長（よこはた和幸君） 森本議員に申し上げます。

議案の質疑の内容がかぶっておりますので、おまとめをいただきたい。もしくは、観点を変えて御質疑ください。

○50番（森本 真君） だから、そういう意味では、会派間のいろんな意見を聞きながら、全会一致で出すべきだということが大きな今回の意見書提案の問題だというふうに思います。

私たちの提案が受け入れられなかったことを大変残念に思うことを述べまして、質問を終わります。

○議長（よこはた和幸君） 御苦労さまでした。それでは、答弁者の方は議席にお戻りください。

以上で質疑は終わりました。

本件につきましては委員会の付託を省略し、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

49番大かわら鈴子君。

（49番大かわら鈴子君登壇）（拍手）

○49番（大かわら鈴子君） 私は、日本共産党神戸市会議員団を代表して、議員提出第32号議案皇室の安定的皇位継承に関する国会論議の促進を求める意見書提出の件について、反対の立場から討論を行います。

まず、この意見書提案について、文案が届いたのは5月15日金曜日の夕方であり、提案趣旨を伺ったのは委員会の前日の18日でした。会派としての議論も短時間にならざるを得ない状況であり、あまりにも拙速であると言わざるを得ません。

意見書は、地方自治法第99条に基づき、神

戸市議会の意思を国に対して示すものであり、全会一致を目指すことが本来の姿であり、神戸市議会としても絶えず努力されてきたものです。このたびの意見書については、とても議論を尽くしたとは言えず、全会一致を目指すべきです。

日本共産党は、天皇の制度の問題は日本国憲法の条項と精神に基づいて議論・検討すべきだという見地です。

国会では皇族数の確保策を検討している与野党協議が行われていますが、衆議院議長が政府の有識者会議の報告に沿って、主な論点をつくり、女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者・子の身分と皇統に属する男系男子の養子縁組という2点に絞って議論されています。

しかし、この論点による議論だけで結論を得るというやり方は極めて強引な進め方ということで、日本共産党は白紙に戻すべきだと主張をしています。重大な問題は、天皇は男系男子によって継承されるべきということが不動の原則となっていることです。

日本国憲法は、日本国民統合の象徴である天皇の地位の根拠は、主権の存する国民の総意に基づくと明記しています。戦前の万世一系の天皇が統治するというものとは根本的に異なります。この憲法の規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性だから天皇になれないというのは、法の下での平等や両性の平等を掲げる憲法の本質に反すると考えます。女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項とその精神に照らして、合理性を持つと考えており、女系天皇についても同じ理由から認められるべきです。

また、憲法第2条は、皇位は世襲のものとされていますが、この世襲は、女性を排除するものではないというのが従来からの政府見解です。

今回の意見書案では、建設的かつ具体的な検討とされていますが、提案者に女性天皇や女系天皇の検討を含め建設的かつ具体的な検討をと修正を求めましたが、提案者からは絶対に男系男子によって継承しなければならない。そうでないと、天皇の制度の意味はないとの発言がありました。このことから考えても議案には賛同できない旨を表明して、反対討論といたします。（拍手）

○議長（よこはた和幸君） 討論は終わりました。

これよりお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（よこはた和幸君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第15議員提出第33号議案について議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

21番やのこうじ君。

（21番やのこうじ君登壇）

○21番（やのこうじ君） ただいま議題となりました議員提出第33号議案子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の拡充等を求める意見書提出の件につきまして、提案議員を代表して御説明を申し上げます。

現在、学校現場では、貧困、いじめ、不登校への対応をはじめ、教職員の長時間労働や未配置など多くの課題が複雑化・多様化しております。そのような中であっても、教職員の皆様は、子供たち1人1人に寄り添いながら、日々懸命に教育活動に取り組まれています。

しかしながら、子供たちの豊かな学びを支えるために欠かすことのできない教材研究や授業準備、個別対応の時間を十分に確保する

ことが難しい状況が続いております。

教育の質を維持向上させるためには、教職員の献身的な努力のみに依存するのではなく、国として教育環境の整備を着実に進めていくことが必要でございます。

また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校に続き中学校においても学級編制標準の35人学級化が段階的に進められておりますが、子供たちへのきめ細やかな支援や、多様な教育的ニーズに対応していくためには、さらなる少人数学級の推進が求められております。

加えて、学校現場では働き方改革の推進も大きな課題となっております。教職員が心身ともに健康を保ち、専門性を十分に発揮できる環境を整えることは、結果として、子供たちによりよい教育を届けることにつながってまいります。そのためには、教職員定数の改善に加えまして、必要な財政措置を国の責任においても充実させることが不可欠でございます。

一部の自治体では独自の取組も進められておりますが、自治体ごとの財政力によって教育条件に差が生じることは決してあってはなりません。どこに住んでいても、子供たちがひとしく質の高い教育を受けられる環境を整えることは、国全体で取り組むべき重要な責務であると考えております。

よって、国におかれては、令和9年度予算編成におきまして、下記の事項に取り組まれるよう強く要望されるものであります。

1. 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

2. 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など、新たな定数改善計画を上回る教職員定数改善を推進すること。また、スタッフ職の配置拡充を図ること。

3. 地方自治体が、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用を実施できるよう、加配の削減を行わないこと。

4. 小学校及び中学校のさらなる学級編制の標準の引下げ等、少人数学級につきまして検討すること。

5. 教職員の新規採用を持続的に確保するとともに、教職員が専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。

6. 地方自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、議員各位におかれましては、本提案の趣旨を御理解いただき、未来を担う子供たちの学びと育ちを支えるため、国への意見提出に御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（よこはた和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

本件に関し発言の通告ありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りをいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（よこはた和幸君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員提出第32号議案及び議員提出第33号議案の取扱いは、議長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議ないと認めます。

それでは、さよう決定いたしました。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第16

議員提出第34号議案を議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

65番吉田謙治君。

（65番吉田謙治君登壇）

○65番（吉田謙治君） ただいま上程をいただきました議員提出第34号議案神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センターの12年連続全国評価第1位達成に対する感謝決議の件について、提案議員を代表し提案理由を述べさせていただきます。

厚生労働省が全国312か所の救命救急センターを対象に行った評価において、本市中央市民病院救命救急センターが、令和7年度も最高得点を取り、12年連続第1位という偉業を達成されました。

審査では、専従医師の数、年間の重篤患者数、年間受入れ救急車搬送人数など、47項目にわたって審査され、いずれの項目においても高評価を得ての成果であります。

その達成は、医師・看護師をはじめ関係者の皆様の日々たゆまぬ御尽力のたまものであり、特に令和2年の新型コロナウイルス対応で院内感染が発生するなど、病院全体が危機的状況にあった時期も第1位の評価を受け続けたことは並大抵なことではありません。

このことは、本市が市民にとって全国で最も安心・安全なまちであることの証左であり、市民の誇りとするところであります。

その意味で、市民を代表する神戸市会として、本決議をもって感謝の意を表するとともに、広くその働きを内外に伝えようとするものであります。

また、昨年、「断らない病院のリアル」というタイトルでNHKが放映した中央市民病院のドキュメンタリー番組にあるように、救急医療を支える制度上の問題もあり、我々神戸市会として、その改善に努めることを併せて表明するものであります。

以上の理由から、本決議案を提案するものであり、議員諸氏の御賛同をお願い申し上げ、

提案理由の説明といたします。

○議長（よこはた和幸君） 提案説明は終わりました。

本件に関し発言の通告ありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りをいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（よこはた和幸君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第17 特別委員会の報告についてを議題に供します。

本件は、外郭団体に関する特別委員会、大都市行財政制度に関する特別委員会及び未来都市創造に関する特別委員会における過去1年間の活動経過について、それぞれ報告を求めるものであります。

これより順次報告を求めます。

外郭団体に関する特別委員会委員長上畠寛弘君。

（40番上畠寛弘君登壇）

○40番（上畠寛弘君） 令和7年度外郭団体に関する特別委員会の活動状況について、御報告申し上げます。

本委員会は、地方自治法第221条第3項に定められた市の出資団体のうち、出資率の高い団体30団体を対象に、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査を行うものであります。

令和7年7月10日より行われた委員会審査においては、各団体における事業の実施状況や財務状況、経営改善の取組等において当局の報告を求め、委員からは各団体の個別事業の課題や方向性に加えて、各団体の使命、ミッションを踏まえた団体の在り方や経営安定化に向けた今後の取組等について熱心な質疑がなされました。

また、神戸市室内管弦楽団への補助金に関する市の方針が示されたことを受けて、神戸市民文化振興財団を対象に改めて審査を行いました。その中では、文化振興において、室内管弦楽団に求められる役割や抜本的な収支構造の見直し、経営改善の必要性など、今後の室内管弦楽団の在り方について様々な議論がなされました。

さて、本市においては、全国同様に少子高齢化の急速な進行に直面するなど、社会経済情勢は大きく変動し、行政需要は多様化・複雑化する中、人口減少時代にふさわしい持続可能なまちづくりが求められております。

そして、神戸空港においては、昨年、国際チャーター便の運用が始まり、そして、2030年には国際定期便の就航が予定されており、今後、国際的な人流・交流の拡大が期待されております。

神戸は新たな成長の段階を迎えており、外郭団体においてもこの時流を踏まえ、本市とともに大きく変化する社会ニーズに弾力的に対応し、新たな国際都市神戸としてのさらなる飛躍に向けて、これまで以上に柔軟できめ細やかな市民サービスの提供に努めるべきであります。

各外郭団体では経営改革プランを基に、そのミッション達成に向けた取組が継続的に進められておりますが、令和8年2月に公表された外郭団体改革方針を踏まえ、外郭団体においては経営的自立性を高め、持続可能な運営体制を構築するとともに、団体と本市が一体となり、神戸をさらなる高みに押し上げる取組を着実に実現いただきますようお願い申し上げます。

なお、各外郭団体の固有の課題や問題点については、委員会の審査過程において各委員から述べられた意見・要望などを十分に踏まえ、今後の事業運営の中で対応していかれるよう申し上げます。

以上、委員会の活動状況について御報告申

し上げ、議員各位の御了承を賜りたいと存じます。

○議長（よこはた和幸君） 次に、大都市行財政制度に関する特別委員会委員長住本かずのり君。

（34番住本かずのり君登壇）

○34番（住本かずのり君） 大都市行財政制度に関する特別委員会の活動について、御報告申し上げます。

本委員会は、大都市税財政制度の確立や大都市制度及び広域連携の在り方について調査するため活動してまいりました。

大都市税財政制度の確立に関しましては、当局に対して国への要望活動に関する報告を求めるとともに、大都市財政の実態に即応する財源の拡充を図るため、他の指定都市議会の関係委員会と連携し、政府及び国会に対し要望活動を行いました。

大都市制度及び広域連携の在り方に関しましては、指定都市市長会における活動状況や、関西広域連合をはじめとする広域連携における取組、地方分権に向けた取組などについて当局に報告を求め、議論を深めるとともに、指定都市の役割とこれからの在り方についてをテーマに、学識経験者を参考人として招致し、意見を聴取するなど、調査を進めてきたところです。また、スマートシティやウォーカーブルシティなど大都市におけるまちづくりをテーマに、行政調査を実施いたしました。

続きまして、本委員会が他の指定都市議会の関係委員会と共に行った要望活動について御報告申し上げます。

税制関係では、真の分権型社会を実現するための国・地方間の税源配分の是正、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充・強化、事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設などを求めるとともに、財政関係では、国庫補助負担金の改革、国直轄事業負担金の廃止、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止などを求めました。

また、本市独自の要望として、神戸空港の国際化を契機とした取組の推進をはじめ、広域幹線道路ネットワークの機能強化、都心・三宮再整備の推進、暮らしの安全・安心を守る取組の推進、子育て・教育環境の充実、保健・福祉・医療の充実などを求めました。

その結果、地方交付税等の一般財源総額について、交付団体ベースで前年度を3.7兆円上回る67.5兆円を確保するとともに、地方交付税総額について前年度を1.2兆円上回る20.2兆円を確保することができました。さらに臨時財政対策債は、前年度に引き続き新規発行額がゼロとなりました。

また、令和8年度政府予算において、都心・三宮再整備等の推進として、神戸三宮駅交通ターミナル整備事業に対する事業費の確保、安全・安心なまちづくりの推進として、医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援や、公立病院の施設整備に係る財政措置の拡充、子育て・教育環境の充実として、教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援や教職員定数の計画的な改善、部活動の地域移行に対する財政支援などについて予算計上されたところです。

以上のように、委員各位の熱心な活動により、一定の成果が得られたところではありますが、現在、我が国は急速な人口減少や東京一極集中、孤独・孤立や地域社会の希薄化、長引く物価高騰や緊迫化する地政学リスクに伴う世界経済情勢の不透明化、気候変動による自然災害の増加など、多くの政策課題に直面しております。大都市共通の行政需要も増加し続けております。

これらの課題に迅速かつ的確に対応するためにも、基礎自治体としての現場力と大都市としての総合力を併せ持つ政令指定都市がその力を最大限に発揮し、圏域及び我が国全体を牽引していかなければなりません。この役割を果たし、持続可能な大都市経営を行っていくためにも、地域の特性に応じた多様な大

都市制度の実現が必要であり、本委員会としても、他の指定都市とも連携しながら、国に対して新たな大都市制度の早期実現を求めていく必要があると考えているところであります。

以上、本委員会の活動についての報告いたします。

○議長（よこはた和幸君） 次に、未来都市創造に関する特別委員会委員長壬生 潤君。

（64番壬生 潤君登壇）

○64番（壬生 潤君） 未来都市創造に関する特別委員会の活動状況について、御報告申し上げます。

本委員会は、神戸市会初の試みとして、市当局が提案する政策をただすだけではなく、議会の立場から独自の政策提言を行うことを目指して、平成26年度に設置されました。設置以来、新たな時代の神戸のまちづくりはどうあるべきかについて、専門的知見などを活用しながら、調査・議論を行い、様々なテーマで市長に対して提言を行ってまいりました。

現在、ビジネスや観光などを目的とする外国人や、留学や就労などを目的として国内に生活基盤を移す外国人など、様々な目的で訪日、在住される外国人が全国的に増加しております。本市においても、昨年4月の神戸空港の国際化を契機として、今後もさらなる増加が見込まれます。

こうした状況を踏まえまして、令和7年度は、「新国際都市・神戸～多様な人材が活躍できる都市を目指して～」をテーマとして、特に訪日外国人への対応、観光施策・国際交流の促進、在住外国人との相互理解を中心とした多文化共生の2点について、幅広い観点から調査・議論を行いました。

委員会の主な活動として、まず市内でこのテーマに関連する活動に取り組んでおられる方々の御意見を伺うため、各種団体を訪問し調査しました。

NPO法人ワンセルフの中野みゆき理事長

からは、日本語指導や留学生向けのシェアハウス運営などを通じて、多くの外国人を支援されてきた御経験や、その中で感じた各種制度の課題などについて意見交換を行いました。

次に、KOBEPＲアンバサダーとしても御尽力されているパク・チョルン様からは、灘区で経営するゲストハウスにおいて、観光地から離れた地域や、住民に密着した商店街における交流の魅力について意見交換を行うとともに、当日に居合わせた訪日観光客の方からも実際に体験したお話を伺いました。

次に、一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームから取組内容についての説明を受けるとともに、社会福祉法人報恩会の奥野和年理事長からは、国内外における外国人人材の獲得競争の状況や、外国人人材が安心して暮らせる生活環境や相談体制の必要性などについて意見交換を行いました。

次に、NPO法人たかとりコミュニティセンターの村上桂太郎様からは、多文化共生のまちづくりと人づくりについて、阪神・淡路大震災当時の御経験なども交えながら意見交換を行いました。

こうした調査活動に加え、東京都や横浜市で実践されている先進事例も参考にしながら、委員間討議を重ねた結果、観光や交流の促進、相談支援体制の連携強化などの21項目から成る提言書「新国際都市・神戸～多様な人材が活躍できる都市を目指して～」を取りまとめ、去る4月16日に久元市長へ提出いたしました。

さらに、4月24日には本委員会の活動状況や、市長への提言内容を市民の皆様へ御報告するため、市民報告会を本会議場で開催いたしました。幅広い年代の皆様へ御参加いただき、また、事前の御質問や当日の御質問、開催後のアンケートでも多くの御意見をいただきました。市民の皆様の関心の高さを改めて認識するとともに、我々といいたしましても、今後の活動に生かしてまいりたいと存じます。

以上、本委員会の活動状況について御報告

を申し上げました。当局におかれましては、本市が多様な人材が活躍できる都市として発展できるよう、本委員会からの提言内容も考慮しながら、積極的に施策に取り組まれることを強く要望し、委員長報告といたします。

○議長（よこはた和幸君） 次に、日程第18 常任委員会委員、市会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任についてを議題に供します。

本件は、常任委員会委員及び市会運営委員会委員については、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、また外郭団体に関する特別委員会委員、大都市行財政制度に関する特別委員会委員及び未来都市創造に関する特別委員会委員については、委員全員より辞任願が提出され、議長において許可いたしましたので、その後任について委員会条例第6条第1項の規定に基づき、それぞれ議長より指名しようとするものであります。

まず、常任委員会の委員定数について、お諮りいたします。

本件については、委員会条例第2条第4項の規定に基づき、総務財政委員会は10人、教育子ども委員会、福祉環境委員会、建設防災委員会、経済港湾委員会及び都市交通委員会はそれぞれ11人といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（よこはた和幸君） 御異議がないと認めます。

それでは、さよう決定いたしました。

次に、各委員会の委員を御指名申し上げます。

各委員会委員は、それぞれお手元の常任委員会委員名簿、市会運営委員会委員名簿及び特別委員会委員名簿のとおり御指名申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。

次回本会議は、来る5月25日午前10時に開

きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時3分散会）

神戸市会議長

よこはた 和幸 ⑩

神戸市会議員

堂 下 豊 史 ⑩

神戸市会議員

山 口 由 美 ⑩

神戸市会事務局長

近 都 正 之 ⑩

神戸市会会議録（令和８年第１回定例市会第９日）